

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

事業名	事業概要	実施時期	事業内容（対象・方法）	
1 電話相談 面接相談 法律相談	犯罪被害者等の精神的被害を軽減するための電話・面接相談の受理・各種情報の提供	電話相談 火～土 面接相談 法律相談 隨時	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪等の被害者やその家族、遺族からの相談に対して相談員又は支援活動員が、交替制で専用電話に対応する。火曜から土曜の午後1時30分から午後4時30分まで（祝祭日を除く） 電話相談の結果、面接相談を希望し、その必要性が認められる場合には、相談員、支援活動員、あるいは臨床心理士等の専門家が、犯罪被害者等に面接して対応する。 メンタルケアを必要とする場合は、臨床心理士等が対応し、精神的負担の軽減を図る。更に医療措置が必要な場合は、医療機関を紹介し、付添い支援する。 法的な救済が必要な場合は、弁護士、法テラス等と連携し、法律的な支援を行う。必要な場合は弁護士による相談を実施する。 	
2 直接的支援	犯罪被害者等の抱える問題や精神的苦悩を軽減し立ち直りに寄与するための活動	隨時	<ul style="list-style-type: none"> 面接相談等により、直接的支援が適当と思われる犯罪被害者、遺族に対しては、相談員、支援活動員が臨床心理士と連携して、日常生活の世話、病院・警察署・検察庁・裁判所の付添いを行う。 	
3 犯罪被害者等給付金裁定申請補助	犯罪被害者等給付金の裁定申請手続きの補助	隨時	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等に、国が支給する給付金についての情報を提供し、申請手続きについて記載要領などを説明し補助を行う。 	
4 自助グループの活動支援	犯罪被害者等の自助グループの運営の支援	月1回	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者、交通事故等の遺族ら、同じ悩みを持つ人達の相互援助グループ活動の維持・運営に関して側面的な支援を行う。 	
5 関係機関との連携	警察等関係機関との連携、情報交換	隨時	<ul style="list-style-type: none"> 警察本部被害者支援室、石川県生活安全課、弁護士会、市町の被害者支援窓口等の石川被害者等支援連絡協議会会員と連携を図り、被害者支援に必要な情報交換を行う。 	
	各種会合への参加	隨時	<ul style="list-style-type: none"> 石川被害者等支援連絡協議会に参加し、被害者支援の各種情報の交換や相互協力をを行う。その他の会合の場へ積極的に参加し、被害者等の人権及び支援活動の啓発活動を推進する。 	
	全国被害者支援ネットワークへの参加	随时	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者支援の全国民間組織「公益社団法人全国被害者支援ネットワーク」が主催する研修会・会議に参加し、全国の民間支援団体との連携を図る。 	
6 養成・研修	現任者研修	月1回	<ul style="list-style-type: none"> 支援活動員を対象とした、実習をメインとした研修及び精神科医、弁護士、臨床心理士、警察職員、部外講師等による講座を継続実施する。 全国研修会等に参加し、被害者支援の実態等を研修させる。 	
	支援活動員の募集・養成研修	年1回	<ul style="list-style-type: none"> 新規支援活動員を対象に、犯罪被害者支援活動についての基礎的な知識・技術の習得を図るために養成講座を実施する。 	

	事業名	事業概要	実施時期	事業内容（対象・方法）
7	調査・研究	刊行物による調査及び研究	随時	・被害者等の実態等に関する情報を新聞、雑誌等刊行物により収集し、資料化し、支援活動員の研修材料として活用する。
		先進的組織等の調査及び研究	随時	・被害者支援活動の先進的組織を視察して、調査・研究するとともに、支援活動の充実、支援活動員の資質の向上を図る。また、全国被害者支援フォーラム等に参加し、被害者支援の実態等を研修させる。
8	広報・啓発	講演会の開催	12月 随時	・「被害者支援フォーラム」で、犯罪被害者や遺族、被害者支援に携わる有識者等を招いて講演会を開催し、県民に犯罪被害者等の現状と被害者支援に対する社会の役割等を訴える。 ・県内学校、企業等において「命の大切さを学ぶ教室」を年間7回程度開催する。
		犯罪被害者週間の活動	11月	・「犯罪被害者週間」には、県・県警察・石川被害者等支援連絡協議会等と連携して広報啓発活動を積極的に展開する。
		広報啓発用品の作成配布	随時	・ポスター、リーフレット等を作成し、街頭での配布や市町・警察署等の窓口への掲示により広報する。また、ホームページ・新聞等の広報媒体を通じて、被害者支援の相談窓口の周知を図る。
9	ファンディング	賛助会員(個人・団体)増員、寄附金付自動販売機設置協力勧誘	年2回 常時	・サポートセンターの活動状況をまとめた広報誌を作成し、正会員・賛助会員、県・市町・警察署等の関係機関、団体に配布する。 ・サポートセンターの財政基盤確立のために賛助会員(個人・団体)の増員、寄附金付自動販売機設置協力勧誘のファンドレイズ活動を行う。
		総会・理事会の開催	随時	・定款の規定するところにより、定期総会・理事会及び臨時総会・理事会を開催する。
		運営会議	月1回	・運営委員出席のもと財政基盤の確立、財産の管理、及び事業の啓蒙、広報に関する企画・立案に関する会議を毎月開催する。
10	会議	定例会	月1回	・支援活動員の活動状況、活動の分析・検討、その他の活動に関する情報交換等、全支援活動員を対象とした定例会を毎月開催する。

重点目標	<input type="checkbox"/> 支援活動の充実 <input type="checkbox"/> 支援活動員の育成と研修の充実強化 <input type="checkbox"/> 効果的な広報啓発活動の推進 <input type="checkbox"/> 安定的な財政基盤の構築
------	---